

鉄道ネットワークの安定性の向上等に資する駅の改良や、バリアフリー施設の整備について支援

補助対象事業（事業メニュー）

① 駅改良事業

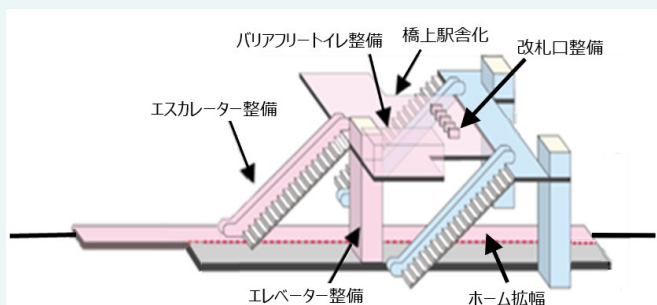
地方公共団体の策定する地域公共交通計画等に位置づけがある駅
かつ
鉄道ネットワークの安定性等の向上に資する事業

◎ 駅改良（利用者の利便性・安全性の向上）

- ・橋上駅舎化
- ・改札口、通路新設等の乗換利便性向上
- ・ホーム・コンコース拡幅等の利便性向上 等

※ホーム拡幅による混雑緩和、改札からホームへのアクセス性向上等

〔橋上駅舎化等の例〕



○ バリアフリー施設

- ・エレベーター 等

※必須ではない

② バリアフリー化事業

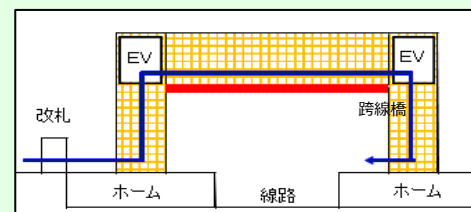
○ 駅改良（バリアフリー施設の整備に必要な改良）

- ・跨線橋、人工地盤 等

◎ バリアフリー施設

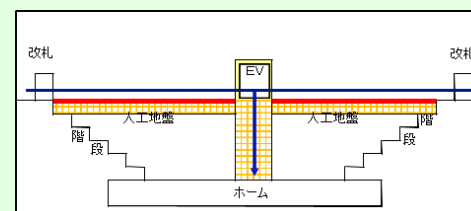
- ・エレベーター、ホームドア
バリアフリートイレ 等

〔跨線橋新設 + エレベーター設置の例〕



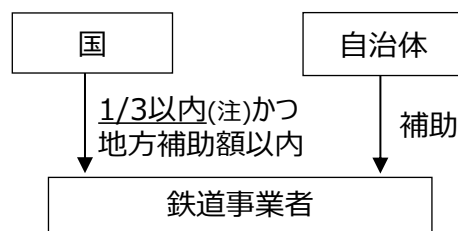
- ：新設箇所
- ：バリアフリー化ルート
- ：増床部分

〔人工地盤設置 + エレベーター設置の例〕



補助スキーム

地方自治体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において整備計画を策定



＜補助対象外＞

- ・J R 本州三社及び大手民鉄の三大都市圏の駅
- ・①において利用者数15万人/日以上以上の駅等

- 〔注〕
- ・②においてバリアフリー基本構想に位置づけられた駅は1/2以内
 - ・所在する市区町村の直近の財政力指数が1.0以上の駅や、②において利用者数3万人/日以上以上の駅は補助率が異なる

※経過措置分を除く